

上越市告示第 281 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

その関係図書は、上越市都市整備部建築住宅課に備え縦覧に供する。

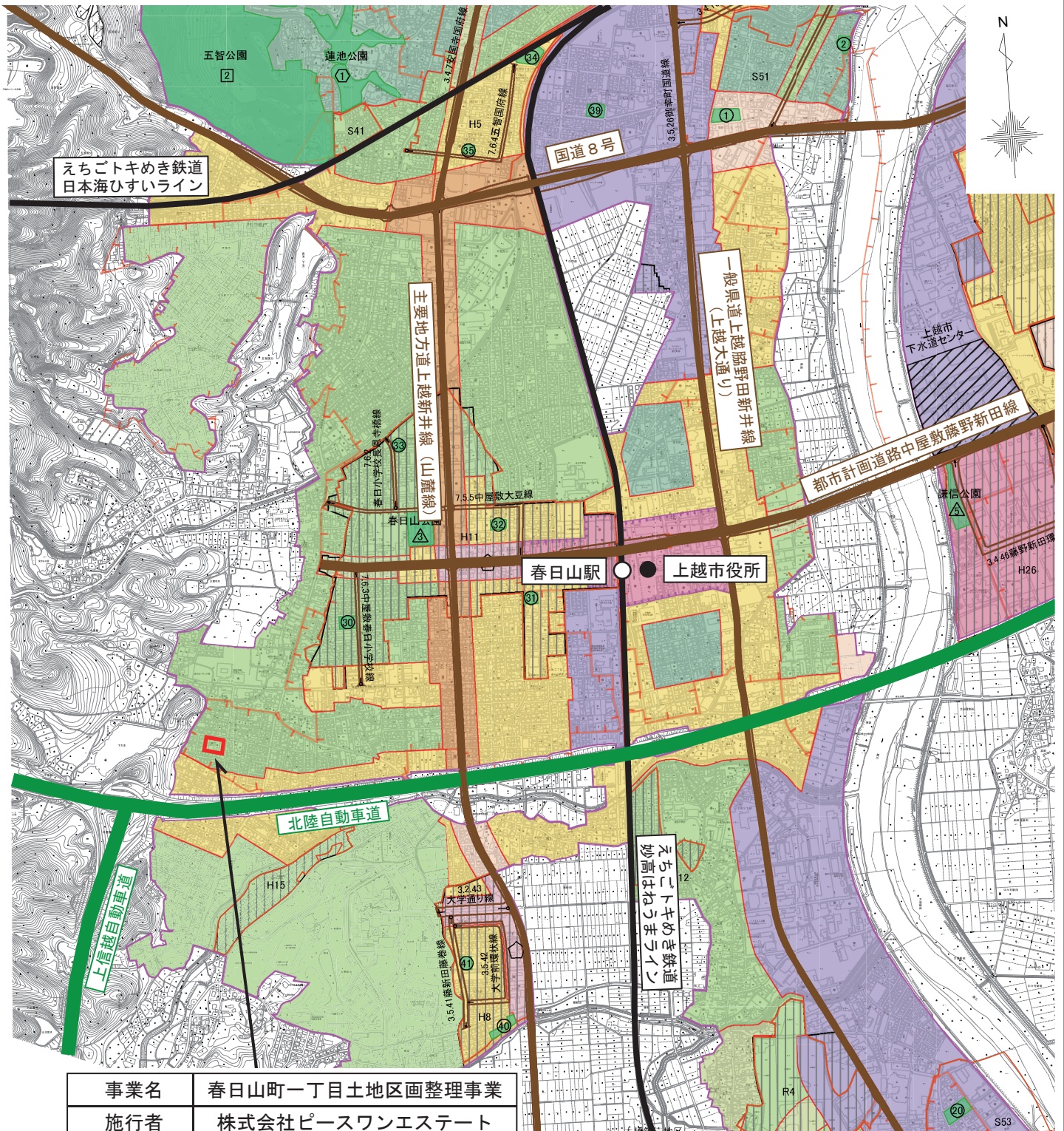
令和 8 年 6 月 9 日

上越市長 小 菅 淳 一

- 1 指定道路の種類 : 第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路
- 2 指定年月日 : 令和 8 年 6 月 9 日
- 3 指定道路の位置 : 上越市春日山町一丁目の一部
(別紙 : 位置図のとおり)
- 4 指定道路の延長及び幅員 : 延長 96.1m 幅員 6.5m
(別紙 : 設計図のとおり)

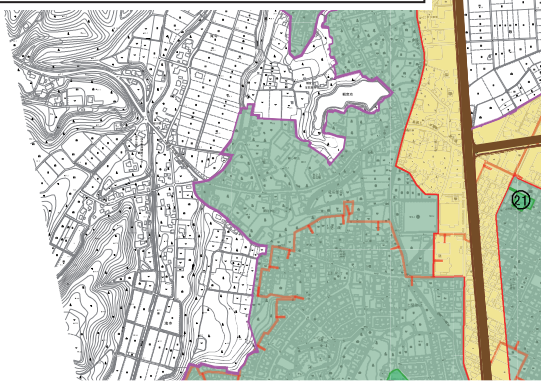
春日山町一丁目土地区画整理事業 施行位置図

S=1:20,000



事業名	春日山町一丁目土地区画整理事業
施行者	株式会社ピースワンエステート
施行面積	0.4ha
施行年度	令和7年度～令和8年度

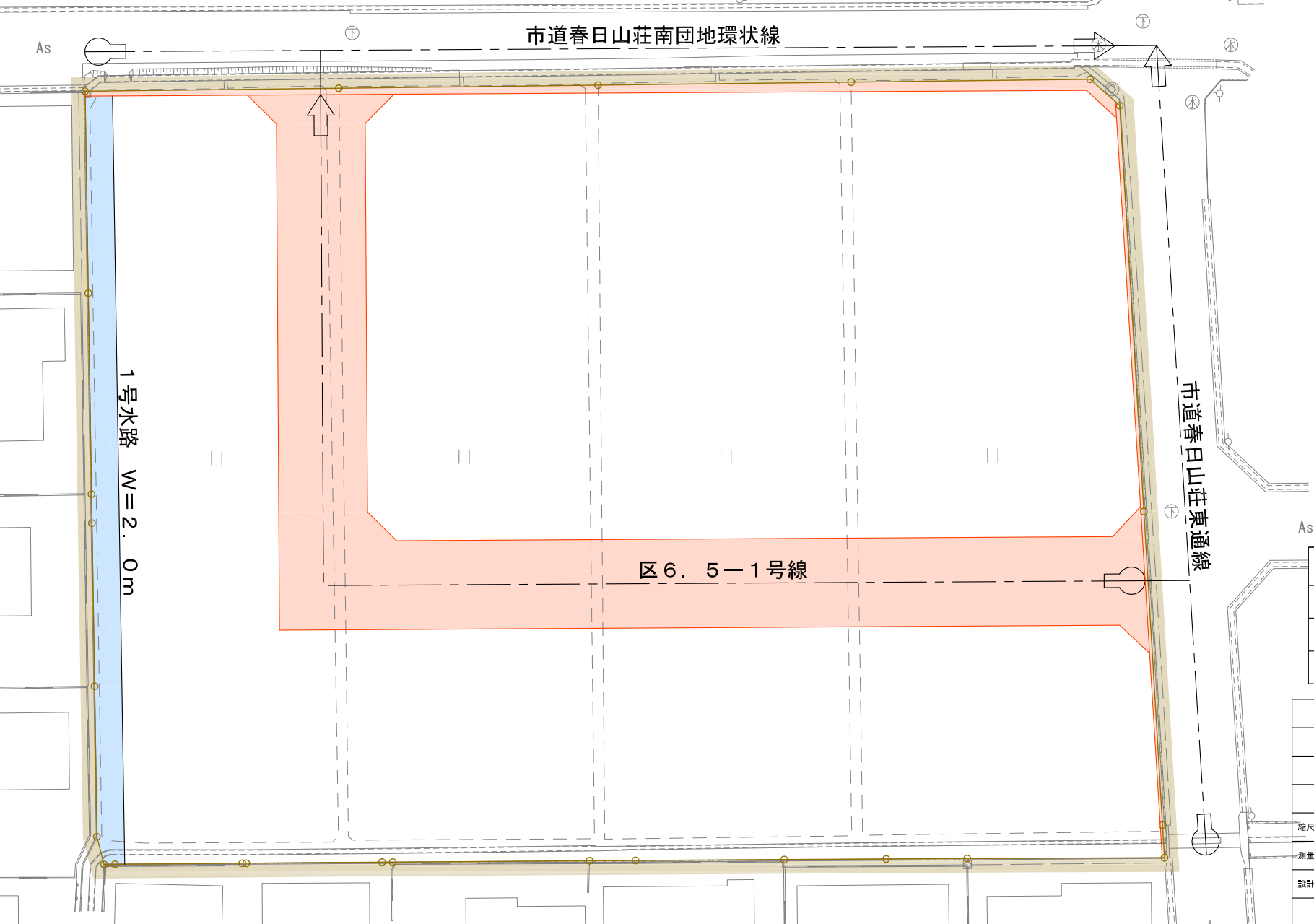
用途地域	建ぺい率	容積率	高さ制限	凡例	備考
第一種低層住居専用地域	50%	80%	10m	都市計画公園	広域公園 特殊公園 運動公園 総合公園 地区公園 近隣公園 街区公園
第一種中高層住居専用地域	50%	200%	—		
第二種中高層住居専用地域	60%	200%	—		
第一種住居地域	60%	200%	—		
第二種住居地域	60%	200%	—	都市計画道路	地区計画区域 市街地開発事業 市街化区域 市街化区域 市街化区域
準住居地域	60%	200%	—		
近隣商業地域	80%	200%	—	その他の都市計画施設	市街地開発事業 市街化区域 市街化区域
近隣商業地域	80%	300%	—		
商業地域	60%	500%	—	その他	市街地開発事業 市街化区域 市街化区域
準工業地域	60%	200%	—		
工業地域	60%	200%	—	その他の地域地区	市街地開発事業 市街化区域 市街化区域
工業専用地域	60%	200%	—		
準防火地域	—	—	—	用途地域の指定のない区域	市街地開発事業 市街化区域 市街化区域
臨港地区	—	—	—		
用途地域の指定のない区域	70%	200%	—		



春日山町一丁目土地区画整理事業 設計図



S=1/400 (A4)



凡 例	
	施行地区界
	区画道路
	水路

令和7年度			
春日山町一丁目土地区画整理事業			
上越市春日山町一丁目地内			
設計図			
縮尺	図 示	図面全 業の	
測量	滝澤秀樹 土地家屋調査士	令和7年 2月	主任 技師者
設計	合同会社 山本都市研究所	令和7年 7月	担当 技師者 山本
株式会社ピースワンエステート			